

2008年4月10日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2008年3月28日付けで諮問（第318号）された固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市では、地理空間情報の共有化による事務の効率化と住民サービスの向上を目的に、庁内統合型GISを導入している。（2004.5.27審議会報告）

庁内統合型GISの背景図として利用できる地図は、「住宅地図」「都市計画基本図」「固定評価地図」の3種類であるが、これらの地図では、地形や土地利用の状況がわからない。

そこで、資産税課で毎年作成している航空写真を背景図として導入することで、庁内統合型GISの利便性を高め、より一層の事務の効率化と住民サービスの向上を図るものである。

以上のとおり、資産税課で管理する航空写真を利用させることから、条例第12条第4項及び第5項の目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について諮問するものである。

(2) 個人情報をも目的外に利用させることについて

ア 目的外利用させる課

IT推進課

イ 目的外利用させる個人情報の範囲

航空写真

ウ 目的外利用させる必要性

資産税課の作成する航空写真は、固定資産税の課税資料を作成するための元資料として、毎年1月1日に藤沢市全域を写真撮影しているものである。航空写真はその性質上直接本人から収集することが不可能であり、また撮影用飛行機を飛ばすなど多額な経費が必要となることから、資産の有効活用と経費削減のため資産税課の作成する航空写真を、毎年継続的に利用させるものである。

(3) 引渡しの方法について

引き渡し方法 電子媒体：容量に応じてDVD-ROMまたはHDD

(4) 個人情報をも目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

航空写真は藤沢市全域の世帯が対象となるため、本人通知に伴う事務量が膨大なものとなり、本来業務に支障が生じるため本人通知を省略するが、市民へはIT推進課において「個人情報をも本人以外のものから収集し、目的外利用を行う」旨について、広報ふじさわを通じて周知を図る。

(5) 安全対策

情報管理における安全対策については、次により個人情報の保護に努めさせる。

ア 「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき十分にセキュリティの確保に努めること。

イ その職務に当たる必要最小限の職員のみ利用とする。

ウ 引き渡した目的外に利用しないこと。

エ 管理責任者を定め紛失等の事故が生じないよう管理を行うこと。

オ IT推進課が専門業者に委託することにより行われる本事務の実施にあたっては、条例第16条、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第13条の規定を遵守し、契約書等に個人情報デー

タ等の取扱いに関する具体的な規定を盛り込む等必要な措置を講じること。
カ 記録媒体については利用終了後速やかに資産税課に返却すること。

(6) 実施時期

平成20年4月25日（広報ふじさわ掲載日以降とする。）

(7) 提出資料

個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

資産税課の作成する航空写真は、固定資産税の課税資料を作成するための元資料として、毎年1月1日に藤沢市全域を写真撮影しているものである。航空写真はその性質上直接本人から収集することが不可能であり、また撮影用飛行機を飛ばすなど多額な経費が必要となることから、資産の有効活用と経費削減のため資産税課の作成する航空写真を、毎年継続的に利用させるものである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略をする合理的理由について

航空写真は藤沢市全域の世帯が対象となるため、扱われる個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

なお、実施機関では、市民へはIT推進課において「個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用を行う」旨について、広報ふじさわを通じて周知を図ることとしている。

以 上